

	問	答
1	確認申請審査期間が不明。また、いつまで確認申請を提出すれば、現行法で可能なのでしょうか？	<p>現在建築基準法で定められている審査機関は1～3号は35日、4号は7日です。</p> <p>3月中の着工を希望する場合、余裕をもって確認申請書を提出してください。</p> <p>4号建築物は3月14日まで確認申請書をお願いします。なお、期限まで提出いただいた場合でも、申請書の内容などによっては3月中に確認済証が下りない可能性もありますのでご了承ください。</p>
2	年度末に特定行政庁や指定確認検査機関が建築確認申請の受付を拒否したりすることはあるのでしょうか	<p>県は確認申請の受付拒否はありませんが、年度末は混み合うことが予想されるため、早めに各機関にご相談ください。</p>
3	構造関係は全て一年間の猶予があると考えて良いですか？ (柱の小径も含めて)	<p>構造関係（壁量基準・柱の小径等）の施行は、1年間の経過措置があります。</p>
4	省エネの仕様規定一覧は、どこにありますか？	<p>国土交通省 HP の資料ライブラリーにある仕様基準ガイドブックをご参照ください。</p> <p>(基準告示：平成28年1月29日号外国土交通省告示第266号)</p>
6	外皮断熱基準(断熱材、サッシ)と一次エネ基準(冷暖房、換気、照明、給湯)があるが、何を使用すればよいのかパッと見てわかるもの(一覧：メーカーと基準となる材料や機器等)はないのでしょうか。	<p>外皮断熱基準等は国土交通省 HP の資料ライブラリーの仕様基準ガイドブックを確認してください。</p> <p>設備機器については、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 HP などをご確認ください。</p>
7	見えないところの写真確認ですが全ての箇所の写真記録が必要でしょうか。	<p>全ての箇所が図面通り施工されていることについて、工事監理者が確認したうえで、「工事監理報告書」へ記載し提出いただく必要があります。なお、完了検査においては、その代表的な箇所等について聞き取りや写真等により検査員が確認することとなりますので、全ての箇所について写真記録を用意する必要はないものではありません。</p>
8	完了検査時の写真や納品書の例があると分かりやすいです。	<p>作成を検討します。</p>

9	例えば筋交いの施工写真であれば何か所ほど写真を残しておけば問題無いでしょうか。	各工法1か所程度の記録等を確認するなどことが想定されます。
10	地盤調査報告書は添付必要でしょうか。	地耐力（地盤の許容応力度）を設定する方法として、地盤調査や令和93条ただし書きの表の値を採用する方法があります。 なお、確認申請書に地盤調査報告書の添付は不要ですが、必要に応じて添付を求める場合があります。
11	検査済証の交付をうけるまで建築物を使用できないとの事ですが、お客様の荷物を置かれる、購入いただいた家具を置く事は使用に値しますでしょうか	新2号建築物については使用制限により、検査済証の交付後でなければ、使用（居住）することができません。 一般に、家具や荷物を置くだけであれば使用（居住）には該当しないと考えています。
12	工事着工日の確認は、審査側で直接現地確認などするものでしょうか。写真提出など必要でしょうか。	原則として、工事着工日については完了検査申請書に記載された日付が正しいものとして審査することとなります。証拠となる書類の提出を求めることは想定しておりません。
13	仕様表にて記載された柱サイズ等の算定根拠資料の添付が必要ですか？	原則として、早見表や表計算ツールの出力結果の提出は不要ですが、建築主事等が必要と認める場合に提出を求める場合があります。 (国交省質疑応答集 R7.3.12 版 P57. 項目 26)
14	仮使用申請を提出すれば、引っ越し可能なのでしょうか？	可能です (原則として、新3号建築物を除き、検査済証の発行前に建築物を使用することはできませんが、仮使用承認を受けた場合は検査済証の交付前に建築物を使用することが可能です。)
15	2階減築工事に伴う屋根工事が過半以上の場合確認が必要か？	主要構造部（屋根）の修繕又は模様替えとなるため、全体の過半となる場合は確認申請が必要となります。
16	資料 P111 中段（1）内容について、 工事写真、自主検査記録、納品書などの工事監理記録等について、 提出時期は設けていますでしょうか。	完了検査時に現場で提示いただくことを想定しています。なお、必要に応じて提出を求める場合があります。

	(例：完了検査の現場で持参頂く、完了検査申請の受付時に提出して頂く)	
17	基礎配筋の立上り天端の主筋と補強筋について、構造詳細図にフックの記載があるが、フックが必要か (フックを付けたかぶり厚さが適切に確保できない)	主筋と補強筋が相互に応力が伝達できるように「緊結」されていることが必要となります。 なお、具体的にはフックや住宅ユニット用鉄筋などがあげられ、それ以外でも主筋と補強筋が相互に応力を伝達できるものであれば、支障ありません。 なお、緊結方法については設計者が適切に判断することとされています。確認審査では、緊結の状況（緊結の有無）について審査が行われることとなります。  (国交省質疑応答集 R7. 3. 12 版 P44. 項目 15～17)
18	完了検査申請に工事監理書類や写真の添付は必要か	原則、添付は不要です。ただし、新3号建築物で検査の特例を利用する場合はこれまでの4号建築物と同様に基礎及び小屋組みの施工状況写真の添付が必要です。  (工事写真や工事監理記録は、完了検査時に「提示」を求める書類となります)
19	都市計画区域外の増築はすべて適合させなければならないか(既存部分も含めて適法とする必要があるか)	都市計画区域内外にかかわらず、増築する建築物は現行の法律に適合する必要がありますが、既存不適格の緩和規定もあります。 なお、既存建築物の適合状況の確認においては、「既存建築物の現況調査ガイドライン」などを参考にしてください。
20	図面の作成例にある内容は、すべて記載が必要なものか	記載が必要な項目を網羅している作成例となりますので、原則としてすべての内容が必要になりますが、記載図面や記載方法については、作成例の方法に限るものではありません。
21	エキスパンジョイントで構造上分離されていても、既存部分に構造規程が遡及されるのか。	原則遡及されますが、エキスパンジョイントで構造上分離されている場合は現行法の遡及が緩和される場合があります。 既存不適格の緩和規定(建築基準法第86条の7、建築基準法施行令第137条の2等)により、遡及されない場合が規定されています。

22	着手日とは	一般的に、建築物の工事に着手した時点を言い、根切り工事などを開始した日となります。整地や既存建築物の解体等は含まれません。
23	使用制限について、既存の住宅の解体がまだの場合。仮使用認定を受ければ使用できるのか	使用できます。 (既存住宅の解体がまだであることで検査済証が発行されていない場合、仮使用承認を受けることにより検査済証に実施することが可能となります。)
24	完了検査の書類として、コンクリート圧縮試験の書類は必要か	申請書への添付は不要です。 (検査時に提示を求める場合がありますので、工事監理資料は検査時にご用意願います。)
25	3月確認済証の交付を受けたが、諸事情により4月着工となった場合の手続きについて教えてほしい	4月に着工となる場合、改正後の法律が適用されます。改正後の法律への審査は、完了検査時(計画変更がある場合は計画変更申請時)に審査されることとなります。 なお、完了検査時まで法適合の審査が行われないこととなるため、審査機関へ事前相談することが望ましいと考えます。
26	大規模修繕の構造耐力の規定は審査されるのか	大規模修繕においては、「構造耐力上の危険性を増大させない」場合には法第20条の規定は適用されません。(既存不適格のままで支障ありません) なお、当該修繕が、「危険性を増大させない」計画であることについて説明(審査)が必要となる場合があります。(令第137条の12第1項)
27	構造規定について、必要壁量に積雪による検討は必要ないか	確認申請において、積雪による割増は不要です。 (法律で積雪による割増の規定は無く、条例でも規定されていない)